

居宅介護サービス・重度訪問介護サービスご利用者負担金額

ご利用者の負担金額（利用料の1割）

※厚生労働大臣が定める基準による居宅介護のご利用者負担の金額です。

1、居宅介護サービス費

イ 居宅における身体介護が中心である場合

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
256円	404円	587円	669円
2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 30分ごとに加算	
754円	837円	921円 +83円	

ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
256円	404円	587円	669円
2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 30分ごとに加算	
754円	837円	921円 +83円	

ハ 家事援助が中心である場合

30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
106円	153円	197円	239円
1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 15分ごとに加算		
275円	311円 +35円		

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分ごとに加算
106円	197円	275円	345円 +69円

福祉・介護職員等処遇改善加算（II）

福祉・介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の402に相当する単位数が加算されます。

2、訪問介護サービス費

1時間未満	186円
1時間以上1時間30分未満	277円
1時間30分以上2時間未満	369円
2時間以上2時間30分未満	461円
2時間30分以上3時間未満	553円
3時間以上3時間30分未満	644円
3時間30分以上4時間未満	736円
4時間以上8時間未満 (4時間以上30分ごとに加算)	821円+85円
8時間以上12時間未満 (8時間以上30分ごとに加算)	1505円+85円
12時間以上16時間未満 (12時間以上30分ごとに加算)	2184円+81円
16時間以上20時間未満 (16時間以上30分ごとに加算)	2834円+86円
20時間以上24時間未満 (16時間以上30分ごとに加算)	3520円+80円

移動介助加算

外出時における移動中の介護を行った場合に加算されます。

1時間未満	100円
1時間以上1時間30分未満	125円
1時間30分以上2時間未満	150円
2時間以上2時間30分未満	175円
2時間30分以上3時間未満	200円
3時間以上	250円

福祉・介護職員等処遇改善加算（II）

福祉・介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の328に相当する単位数が加算されます。

3、居宅介護サービス費・重度訪問介護サービス費共通

早朝・夜間の割増料金

早朝	午前6時以降午前8時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算
夜間	午後6時以降午後10時以前のサービスの開始	上記の金額に25%加算

初回加算

新規に居宅介護等計画を作成し、初回又はと同月内にサービス提供責任者が、指定居宅介護等の提供、又は他の居宅介護従事者に同行した場合200円加算になります。

緊急時訪問加算

ご利用者又はご家族等からの要請に基づき、居宅介護等計画において計画的に訪問することとなつていな指定居宅介護等を緊急に行った場合、1月に2回を限度に100円加算となります。

特別地域加算

青森市は、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）となっており、青森市に居住している方への指定居宅介護等を行った場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数が加算されます。